

広島県告示第六百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成三十年八月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
桑原歯科医院	尾道市向島町五七六番地一三	平成三〇年五月一日
コスモス薬局 尾道久保店	尾道市久保一丁目二番二号	平成三〇年七月一日
庄原こどもクリニック	庄原市西本町二丁目一二番九号	平成三〇年七月一日
庄原しんいち薬局	庄原市中本町一丁目七番五号	平成三〇年七月一日
オール薬局 庄原店	庄原市西本町二丁目一二番一〇号	平成三〇年七月一日
A O I 広島病院	東広島市河内町入野七九〇七番地	平成三〇年六月一日
佐竹田歯科医院	東広島市西条町西条東一二八二番地二	平成二七年七月一日
なごみ薬局	東広島市西条町御菌宇四二九〇番地一	平成三〇年六月一日
医療法人菊川皮ふ科医院	安芸郡海田町蟹原二丁目四番二八号	平成三〇年七月一〇日